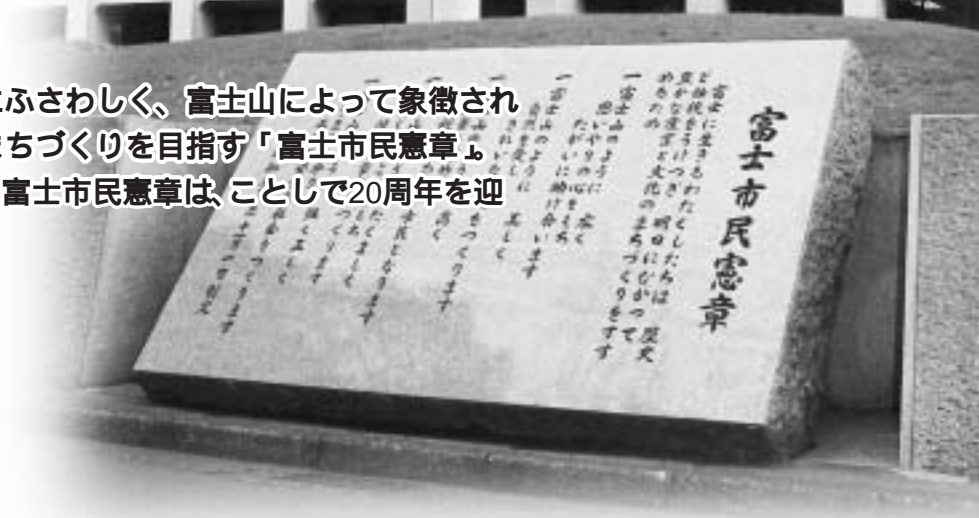


20周年を迎えます

産業文化都市としての富士市にふさわしく、富士山によって象徴される、伸びゆく富士市の豊かなまちづくりを目指す「富士市民憲章」。昭和58年11月1日に制定された富士市民憲章は、ことしで20周年を迎えます。



富士市民憲章

富士に生きるわたしたちは、歴史と伝統をうけつぎ、明日にむかって、豊かな産業と文化のまちづくりをすすめるため、

- 一、富士山のように 広く
思いやりの心を持ち
たがいに助け合います
- 一、富士山のように 美しく
自然を愛し
きれいな環境をつくります
- 一、富士山のように 高く
教養を深め
視野のひろい市民となります
- 一、富士山のように たくましく
働くよろこびをもち
健康な家庭をつくります
- 一、富士山のように 強く 正しく
きまりを守り
平和で安全な社会をつくります

制定二十周年の節目を迎えて

富士市民憲章は、世界に誇る美しい富士山のふもとに住む私たちが、「朝に夕に仰ぎ見る富士の姿に学び、住みよい郷土をつくるための指針」として、多くの市民が参加し、制定されました。

また、市民憲章の制定と同時に発足した「富士市民憲章推進協議会」では、市民憲章の普及・実践の推進役として、さまざまな会合での市民憲章唱和を推奨するほか、小学校一年生を対象に、市民憲章文入りのクリアファイルを贈るなどの普及活動を進め、市民憲章は、この二十一年間で着実に市民の皆さんに根づいたものとなりました。

二十年の節目を迎えることは、次のような事業を予定しています。

- 小・中学生を対象とした、市民憲章に関する「作文コンクール」
- 市民憲章制定二十周年記念大会
- 記念誌の発行 など

市民憲章を実践しよう

富士市民憲章は、前文で全体の理念をう

たい、条文には

- 福祉・助け合い
- 自然保護・環境美化
- 教育文化
- 勤労・家庭健康
- 公徳心、平和安全

という、市民としてのあるべき行動目標が盛り込まれています。

この市民憲章が皆さんの日常生活の場で実践に結びつくように、五つの条文の中から毎月一つを「月間重点項目」として掲げ、さらなる普及を図っていきます。

「月間重点項目」については、前月の広報ふじでお知らせしていきます。

富士市民憲章制定

<6月の重点項目>

「富士山のように 美しく 自然を愛し きれいな環境をつくります」

6月は環境月間です。雄大な富士山ろくのかげがえのない自然環境を守り、緑豊かで清潔な住みよいまちづくりを進めましょう。

地域環境の美化・緑化に携わり、「富士市民憲章実践者」として表彰された二団体を取材しました。

清掃を通して、地域への奉仕を続けたい



青葉通りを丁寧に清掃



田子浦海岸の清掃活動

は、「何か地元のお役に立ちたいという思いから、店舗周辺の清掃活動を始めました。清掃を通して、近所の方や、通勤・通学途中の皆さんとのコミュニケーションを大切にしています。また、以前から当金庫の野球部などが富士市クリーン大作戦などに参加していましたが、平成十二年から、職員組合が主体となり、年一回の本格的な清掃活動を始めました。

これからも、清掃活動を通して地元への奉仕を続けていきたいですね」と話してくれました。



富士信用金庫本店の皆さん

青島町に本店を置く富士信用金庫では、市内外の二十三店舗において、毎朝店舗周辺の清掃を行っているほか、富士川河川敷などの清掃活動にも参加しています。本店長の遠藤芳幸さん（浅間上町）

花を育てることで、優しい心も育てていきたい

富士市花の会は、昭和四十二年に発足。以来、花づくりを通して、緑と花のある、明るく平和で住みよい地域づくりを進めています。

また、ことは国体開催の年であることから、会の方々は「花いっぱい運動」や飾り花の植栽にも積極的に携わっています。

富士市花の会の皆さん



会長の渡辺房江さん（伝法）をはじめ会員の皆さんは、「地域での活動のほか、幼稚園児と保護者の皆さんと一緒に種まきから花壇づくりまでを行ったり、中学生の花壇づくりに協力したりしています。花を種から育てることで、子どもたちの優しい心も育てていきたいですね。」

これからも、花壇づくりを通して地域の環境づくりに協力していきたいと思えます」と話してくれました。



幼稚園での種まき・花壇づくり

問い合わせ

総務課 ☎五五二二七〇五